

長 建 協 発 第449号
平成25年 2月19日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業法の規定により建設業者が作成・提出すべきとされている各事業年度に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)の様式については、建設業法施行規則に規定されており、その内容は、会社法、会社計算規則等に準拠して定められております。

平成23年3月に、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の制定及びその他の会計基準の改正等を踏まえて施行された会社計算規則の一部を改正する省令により、株式会社の財務諸表の作成方法が変更されました。

これに伴い、平成25年2月13日付けで建設業法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成25年4月1日から施行されることとなった旨、国土交通省土地・建設産業建設課より別添のとおり連絡がまいっておりますので、お知らせ申し上げます。

なお、改正後の様式の電子データにつきましては、国土交通省ホームページから入手できますことを申し添えます。

※入手先

国土交通省HP→クイックリンク「土地・建設産業」→「建設産業関連」

→「建設業の許可」→「許可申請の手続き」→「平成25年4月1日以降提出用」